(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局(以下「局」という。)において発 行する広報印刷物等へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 広報印刷物等 広報を目的として、局が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター、広報紙その他 これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。
 - (2) 広告掲載希望者 広告取扱業者を通じないで、広報印刷物等に 広告料を負担して広告掲載を希望する者をいう。
 - (3) 広告取扱業者 広告主の募集及び選定を行う者であって、川崎市の業者登録を行っている者をいう。
 - (4) 広告主 広告取扱業者を通じて、広報印刷物等に広告を掲載しようとする者をいう。

(広告掲載の決定)

第3条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、広報印刷物等ごとに、当該広報印刷物等に広告を掲載することの適否を決定する。

(広告スペース)

第4条 前条の規定により、広告を掲載することとした広報印刷物等における広告スペースは、原則として広報印刷物等全体の面積の1

5パーセント以内であって、当該広報印刷物等における本来の目的 を阻害しない範囲とする。 ただし、管理者が必要があると認める ときは、この限りでない。

2 広告を掲載する位置は、当該広報印刷物等における本来の目的を 阻害しない位置とする。

(掲載基準)

- 第5条 広報印刷物等に掲載する広告は、広報印刷物等の品位を損な わないものとし、次の各号に基づき管理者が別に定める基準(以下 「掲載基準」という。)に該当するものは掲載しない。
 - (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 政治又は宗教に関連するもの
 - (3) 個人若しくは団体の意見広告又は名刺広告
 - (4) その他掲載が好ましくないと管理者が認めるもの
- 第6条 広告の募集は、川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道 局規程第28号。以下「契約規程」という。)に定めるところによ り、川崎市上下水道局ホームページ等を用いて行うものとする。
- 2 広告の募集を行う対象者は、広告掲載希望者又は広告取扱業者と する。

(広告の申込み)

(広告の募集)

第7条 前条第2項に規定する者が、広告掲載の申込みをしようとするときは、広告掲載申込書(第1号様式)に必要な書類を添付して、管理者が指定する期日までに管理者に提出するものとする。

(広告掲載者等の決定)

第8条 管理者は、広報印刷物等又は広告スペースごとに、広告掲載

希望者の中から広告を掲載する者を、広告取扱業者の中から当該広報印刷物等又は当該広告スペースにおいて広告主の募集及び選定を行う者を決定し、当該決定者に対しては、広告掲載者等決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 前項に規定する広告を掲載する者及び広告主の募集及び選定を行 う者(以下「広告掲載者等」という。)の決定は、契約規程の定め るところにより行うほか、広告を掲載する者の決定については掲載 基準に従うものとする。

(広告主の募集及び選定)

第9条 前条第1項の規定により、広告主の募集及び選定を行う者と なった広告取扱業者は、掲載基準に従い、広告主の募集及び選定を 行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載者等は、管理者が指定する期日までに広告掲載料 を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は還付しないものとする。ただし、局の都合に より広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

(広告原稿の作成)

- 第12条 広告掲載者等は、掲載基準に従い広告原稿を作成し、管理 者が指定する期日までに管理者に提出しなければならない。
- 2 広告掲載者等は、広告原稿の作成に当たっては、あらかじめ広告 内容について管理者と協議するものとする。

(広告掲載者等の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲

載者等の決定を取り消すことができる。

- (1)管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき又は 広告原稿を提出しないとき。
- (2) その他管理者が、掲載基準に従い、広告掲載者等として不適当となったと認めるとき。

(広告掲載の決定)

第14条 管理者は、広告原稿の内容を審査し、当該広告の掲載の適 否を決定する。

(審査機関)

- 第15条 広告の掲載に関する疑義を審査するため、上下水道局広告 掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会の委員は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、庶務課長、管財課長、財務課長、財務課の下水道財務担当の担当課長、サービス推進課の広報戦略担当の担当課長、水道管理課長及び下水道管理課長をもって充てる。
- 3 審査委員会の委員長は、サービス推進部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の 出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第16条 審査委員会の庶務は、サービス推進課において処理する。 (掲載の取消し)
- 第17条 管理者は、掲載基準に従い、広告を掲載することが不適当となったと認めるときは、広告の掲載の決定を取り消すことができ

る。

(損害の賠償)

第18条 第13条に規定する広告掲載者等の決定の取消し又は前条 に規定する広告の掲載の決定の取消しにより、広告掲載者等又は広 告主に損害が生じた場合において、本市は一切の責任を負わないも のとする。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱の 規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、 必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載 要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当 分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

決裁欄

広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(申請者) 住所又は所在地 氏名又は法人名 代表者氏名

川崎市上下水道局発行の広報印刷物等への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

印刷物等の名称等		
広告主		
広告の概要		
担当者連絡先	会社名 所属	
	氏 名	
	電話	
	FAX	

- ※広告掲載申込書の提出に際しては、次の書類を添付してください。
 - (1) 会社概要書
 - (2) 市税の納入を証明できる書類
 - (3) 水道料金等領収書写し、工業用水道料金の領収書写し又は下水道使用料の領収書写し
 - (4) 広告原稿案

 川上
 第
 号

 年
 月
 日

様宛

川崎市上下水道事業管理者

広告掲載者等決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました次の印刷物等への広告掲載について、川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき広告掲載者に決定しました。 ついては、1、2について次のとおり期限内に履行されますよう通知します。

なお、履行されない場合には、要綱第13条の規定に基づき決定を取り消す場合があります。

印刷物等の名称等			
----------	--	--	--

- 1 広告掲載料納入について
 - (1) 広告掲載料
 - (2)納入期限 年 月 日
 - (3) 納入方法 納入通知書による納入
- 2 版下原稿提出について
 - (1) 提出期限 年 月 日
 - (2) 提出方法
 - (3) 提出先

※版下原稿提出に当たっては(3)の担当員と協議のうえ提出すること。